

ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる 40 以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

Regulation

CFIUS による国家安全保障のための審査手続の拡大に関する規則案

[Facing FIRRMA: Proposed Regulations Expand Scope of CFIUS National Security Review Process](#)

米国財務省は、外国からの米国企業に対する投資に係る対米外国投資委員会（以下「CFIUS」）の審査の対象となる範囲を拡大するための規則案を公表し、2019年10月17日まで、当該規則案に対するコメントを募集しています。

当該規則案は、外国投資リスク審査近代化法（Foreign Investment Risk Review Modernization Act (FIRRMA)）を施行するものであり、CFIUS による外国投資の審査手続を変更し、かつ、米国の一定の経済分野（不動産、ライフ・サイエンス、データ収集・管理等）への外国投資が国家安全保障上の懸念を生じさせ得るものであり、より厳格な審査が必要であるとの米国政府の発展的見解を反映しています。

これにより、従前より多くの業界の企業において、外国投資家が関与する取引の交渉に際し、CFIUS が与える影響について考慮する必要が生じることとなり、これらの企業においては、取引の初期段階において、CFIUS に関する複雑な規制に対する助言を受けるため、経験を有する弁護士を起用することが望ましいと考えられます。

Regulation

不動産取引に対する CFIUS の審査対象範囲の拡大

[Facing FIRRMA: Expanded CFIUS Jurisdiction Over Real Estate Transactions](#)

米国財務省は、一定の不動産取引を対米外国投資委員会（以下「CFIUS」）の審査の対象とするための初となる規則案を公表しました。当該規則案に対して意見を有する関係者は、2019年10月17日までにかかる意見を提出する必要があります。

当該規則案は、外国人が関与する米国における不動産の売買、賃貸借及びコンセッション（運営権）等の一定の不動産取引に、国家安全保障の観点からの検討を持ち込もうとするものです。

従前、不動産業界の大半は、CFIUS による審査とは無関係でしたが、今後は、外国投資家が取引に関与することによる国家安全保障上の影響の有無を評価した上、それに伴う潜在的なリスクの検討・分配を適切に行うことが必要になると考えられます。

Securities

デラウェア州衡平法裁判所による極めて重要な規制の遵守に関する取締役の監督義務への取り組み

[Delaware Chancery Court Addresses Directors' Duty to Monitor Mission-Critical Regulatory Compliance](#)

バイオ製薬会社の取締役は、会社にとって極めて重要な事項に関する規制を会社が遵守していないことを自らが知っていた場合又は知るべきであった場合における潜在的な責任に直面しています。

デラウェア州衡平法裁判所は、デラウェア州最高裁判所が近時 Marchand 事件において示した規範を適用した上、取締役会が「極めて重要な規制上の問題」を監督することを怠ったとの主張を却下することを求める申立を退けました。

会社に有害な事象が発生した場合、取締役は、会社を監督する義務を果たしたのか否かを追及される可能性があることを想定すべきです。取締役は、特に「極めて重要な」問題に関して、自らの監督機能を怠らないよう警戒しておく必要があります。

Privacy

カリフォルニア州司法長官が消費者プライバシー法の規則案を公表

[California Attorney General Issues Draft CCPA Regulations](#)

2019年10月10日、カリフォルニア州司法長官は、カリフォルニア州消費者プライバシー法（以下「CCPA」といいます。）について、待望の規則案を公表しました。この規則は、CCPA の要求事項について実務上の明確な指針となるものであり、以下の内容を含んでいます。

- プライバシーポリシーの内容と形式
- 消費者に対する通知の要件
- 開示、削除、オプトアウトの要求に対する回答
- 消費者からの要請の検証
- 未成年者の個人情報の処理

これらの規則案について、パブリックコメントの提出期限は2019年12月6日（太平洋標準時午後5時）となります。

これらの規則案はまだ最終ではなく採択までに修正の可能性はありますが、CCPA の遵守が求められる事業者は、これらの規則案と現在進めている CCPA の遵守プログラムを比較し、現在進めているプログラムが、司法長官の CCPA の解釈と一致しているかどうか、規則案を踏まえてさらなる修正が必要かを検討し始める必要があります。



Privacy

カリフォルニア州消費者プライバシー法のアップデート：規則案と改正

[Updates to the CCPA: Draft Regulations and New Amendments](#)

2020年1月1日施行のカリフォルニア州消費者プライバシー法（以下「CCPA」といいます。）について、2019年10月10日、カリフォルニア州司法長官が以下の内容を含む規則案を公表しました。

(1) 消費者に対する通知の要件

収集時の通知、オプトアウト権利の通知、及び金銭的インセンティブの通知についてその内容と形式を定めています。例えば、通知の記載には平易でわかりやすい用語を使わなければならない、また、当該事業者が事業を行うと同じ言語で通知を行うなどとされています。

(2) プライバシーポリシーの内容と形式

規則案では、プライバシーポリシーに含めるべき内容として、例えば、消費者からの開示等請求の提出方法の説明、本人確認方法の手順の説明、代理人を通じて提出する場合の代理人の選任についての記載が含まれるべきとされています。

(3) 開示、削除、オプトアウトの要求に対する回答

事業者は、開示・削除請求の受領後10日以内に、受領の確認、本人確認の方法、及び回答時期の見込みについて回答することが必要です。また、消費者からの個人情報の売却へのオプトアウトの要求については、要求を受領してから15日以内に返答しなければなりません。

(4) 本人確認の方法

事業者は、情報開示又は削除請求について本人確認を行う「合理的な方法」を作成し、文書化し、それを遵守する必要があります。

(5) オフラインでの情報収集

規則案では、事業者がオフラインで消費者から個人情報を収集する場合についても言及しています。例えば、収集時の通知については、通知内容を印刷した書面を手渡すか、又は通知が掲載されているウェブアドレスが消費者に認識できるような「目立つ標識」を掲示できるとされています。

規則案についてのパブリックコメントは12月6日米国太平洋標準時午後5時まで提出でき、公聴会は12月2日から5日まで4回開催されます。パブリックコメントと公聴会は、規則案に対して意見を述べる重要な機会です。

また、10月11日には、カリフォルニア州知事がCCPAの5つの改正法案に署名しました。これらの改正法の中で特に注目されるのは、従業員データ（自社従業員及びB-to-Bのビジネスで収集される他社従業員データ）に関する義務であり、多くの義務について1年間の猶予期間が認められているものの、一部の義務については、施行日から遵守が義務付けられますので、注意が必要です。

パブリックコメントが控えている等、CCPAはいまだ流動的な面はありますが、事業者は自社のコンプライアンスプログラムと規則案及び改正法を比較し、それらの要求に適合できるように修正をしていく必要があります。

その他、2019年10月は以下の最新情報をAlert/Commentaryとしてお伝えしています。

Antitrust

米国司法省、合併規制における仲裁手続の利用に関する考え方を提示

[DOJ Offers Guidance on Unprecedented Arbitration in Merger Challenge](#)

Compliance

米国司法省、透明性の観点からホワイトカラー犯罪に対する法執行に関する変更を公表

[DOJ Announces Changes in White-Collar Criminal Enforcement in the Interest of Transparency](#)

Disputes

米第2巡回区控訴裁、米国外で保持されている文書もディスカバリーの対象となると判断

[Second Circuit: Discovery Statute Reaches Documents Held Overseas by U.S. Entities](#)

Finance

米国証券法制における米国外証券会社（ブローカー・ディーラー）の義務を再認識させるSECの近時の処分

[Recent SEC Action Reminds Non-US Broker-Dealers of Obligations under U.S. Securities Laws](#)

Finance

米国金融規制当局のトップらによるデジタル資産の取引におけるマネー・ローンダリング対策に関する共同声明

[Financial Regulatory Leaders Highlight Anti-Money Laundering Issues With Digital Asset Transactions](#)

IP

10周年記念アップデート：イリノイ州北部地区の注釈付きローカルパテントルール

[Tenth Anniversary Update: Annotated Local Patent Rules for the Northern District of Illinois](#)

Life Science

米国OIG、オンラインディレクトリーのクリック毎フィーを承認 - ヘルスケアテクノロジーを許容するサイン

[OIG Approves Online Directory's Per-Click Fees, Signaling Growing Acceptance of Healthcare Technology](#)

M&A

豪州のIPO及び買収：責任の加重、免責事由の縮小

[Australian IPOs and Takeovers: Liability Has Increased, Defences Are Eroded](#)

Privacy

米国国防総省のサイバーセキュリティ要求遵守のリスクの高まり

[The Stakes for Complying With DoD Cybersecurity Requirements Are Higher Than Ever](#)